

清水町・蓮沼町防災まちづくり計画案にお寄せいただいたご意見・ご質問

【募集方法】：計画案を「防災まちづくりニュース 第7号」に掲載し、インターネット、電話、FAX、メールにて募集

【配布数】：地区内はポスティング（7,570部）
地区外は郵送（824部） 合計 8,394部

【意見数】：3通

■ご意見・ご質問①（インターネットサイトへの書き込み）

電柱が気になる。
また建物の建て替え工事を行う場合は、決まり事は守ってほしい。

【協議会から】

建物建替えルールやなどに関して、守るべきルールを明らかにするために地区計画の検討を協議会で進める予定です。内容が決めれば、守らなければいけないルールとして位置づけられます。

■ご意見・ご質問②（電話でのご意見・ご質問）

内容を見ているとニュースで済まそうとしている印象がある。懇談会を行わないのか。
新たな防火規制が指定された場合、具体的にどのような影響があるのか。

【協議会から】

コロナウィルス感染症の影響により懇談会の開催が難しい状況となっています。そこでまず協議会と区が協働で作成してきたまちづくりの考え方や方針を示したまちづくり計画に関して、皆さんの意見をお聞きするためにニュースを配布しました。

まずは、このまちづくりの考え方や方針が良いか、この方針に従って、今後は建替のルールの作成段階へと進んでいくかどうかの確認をしたいと考えています。

今後検討する地区計画等の計画では、建替のルールなどは、より具体的な内容となっていきます。その際には、あらためて具体的な説明会や懇談会が必要となると考えています。

【区から】

新たな防火規制が指定された場合、原則、全ての建築物で準耐火建築物以上が要求されるようになります。（50㎡以内の平屋建付属建築物等を除く）

また既存の建築物について基本的に影響はありませんが、増築工事などを行う際に新たな規制が影響する場合があります。

■ご意見・ご質問③その1（インターネットサイトへの書き込み）

清水地区防災マップについて以下の内容を盛り込んでの改正・改善版を作成してほしい。

- （1）スタンドパイプ設置位置の記入
- （2）消火栓の正しい位置・追加の記入
- （3）街頭消火器の設置場所の変更と正しい記入
- （4）公衆電話(ボックスあり)の設置場所の記入
- （5）防火水槽の設置場所の確認

【協議会から】

まちづくりの活動として、あらためて協議会が主体となった情報収集と整理を行い、その結果を踏まえて防災マップの改訂版などにも取り組んでいきたいと考えています。

【区から】

平成28年に作成した清水地区防災マップについて、現状で改訂の予定はないが、将来的には時点修正が必要であると考えています。

■ご意見・ご質問③その2（インターネットサイトへの書き込み）

空き家や崩れそうな塀への厳しい対応を行ってほしい。

【協議会から】

区では担当部署もあり、担当部署への情報提供や安全確保の要請を、協議会を通じて継続的に進めていく必要があると考えています。

【区から】

空き家については条例等に基づいて支援、助言指導等を行っています。今後も引き続き、所有者への支援、指導等を粘り強く行っていきます。

塀については通学路周辺の調査を実施し、危険度の高いブロック塀の所有者には注意喚起を行った。その後も追跡調査を行い、所有者に文書等で注意喚起を継続していきます。

■ご意見・ご質問③その3（インターネットサイトへの書き込み）

自助・共助・近助について以下について実施、内容の充実をしてほしい。

- (1) スタンドパイプが使えるように訓練を増やす。
- (2) 宿泊避難訓練を実施する。
- (3) 道路に障害となる物を置かない。（自動車、店の商品や看板、植木鉢等）
- (4) 消防団の維持充実、要配慮者支援 等々

【協議会から】

防災訓練や避難訓練、消防団の連携などに関しても、今後は協議会が主体となった提案や活動、連携策などを検討していきたいと考えています。

【区から】

- (1) スタンドパイプの使用訓練については住民防災組織からの依頼により手配を行っています。必要に応じて地元から依頼を行ってほしい。
- (2) 今後、検討を行います。
- (3) 建築物等については新たに建築を行う場合に違反物について行政指導を行っています。また道路の不正使用については道路法で違反となるため是正指導を行っています。
- (4) 消防団の維持充実や要配慮者支援については現行で制度があるため、引き続き行っていきます。